

福祉サービス受給者証の更新手続きについて（重要）

福祉サービス受給者証の更新手続きは、給付（支給）決定期間満了の1ヶ月前までに障害福祉課にて必ず申請を済ませていただきますようお願いいたします。

例：給付（支給）決定期間；H28.2.1～H29.1.31 の方

→H28.12.31 までに申請を行ってください

（H28.11 月初旬から申請を受付けいたします。）

※本取扱いは、給付（支給）決定期間満了が平成29年1月31日以降の方から適用いたします。

※支給（給付）決定期間満了の1ヶ月前までに来庁することが難しい場合は、契約をしている福祉サービス提供事業者又は障害福祉課に保護者様から必ず事前に御連絡ください。

※保護者様の来庁又は事前の御連絡をいただけない場合、更新前後で空白が生じた給付（支給）決定期間について、原則福祉サービスに係る給付費を支給できない場合があります。

※その他御不明な点は障害福祉課までお問い合わせください。